４　平成二十七年一月二十五日までに、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備である者をいい、第十四条第一項第八号イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないことを接続に係る契約の内容に含む者を除く。）が行った契約の申込みについての同項（第八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」とあるのは「当該抑制により生じた損害（抑制を受けた時間が年間三十日を超えない場合に限る。）」とし、同項（第八号チに係る部分に限る。）の規定は適用しない。なお、当該期間に、認定発電設備の出力が十キロワット未満の太陽光発電設備である認定事業者が行った契約の申込みについては、同項（第八号イ及びチに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

５　平成二十七年一月二十六日から令和三年三月三十一日までに、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備である者をいい、第十四条第一項第八号イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないことを接続に係る契約の内容に含む者を除く。）が行った契約の申込みについての同項（第八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」とあるのは「当該抑制により生じた損害（抑制を受けた時間が年間三百六十時間を超えない場合に限る。）」とする。

６　平成二十七年一月二十六日から令和三年三月三十一日までに、東京電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満である者に限る。）が行った契約の申込み、平成二十七年一月二十六日から平成二十七年三月三十一日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が五十キロワット以上五百キロワット未満である者に限る。）が行った契約の申込み及び北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである者に限る。）が行った契約の申込みについては、同項（第八号チに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

７　平成二十七年一月二十六日から令和三年三月三十一日までに、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社又は関西電力送配電株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものである者に限る。）が行った契約の申込み、平成二十七年一月二十六日から平成二十七年三月三十一日までに、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものである者に限る。）が行った契約の申込みについては、同項（第八号イ及びチに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

８　平成二十七年一月二十五日までに、認定事業者（認定発電設備が風力発電設備であって、その出力が五百キロワット以上のものである者に限る。）が行った契約の申込みについての第十四条第一項（第八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」とあるのは「当該抑制により生じた損害（抑制を受けた時間が年間三十日を超えない場合に限る。）」とし、同項（第八号チに係る部分に限る。）の規定は適用しない。なお、平成二十七年一月二十五日までに、認定発電設備の出力が五百キロワット未満の風力発電設備である認定事業者が行った契約の申込みについては、同項（第八号イ及びチに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

９　平成二十七年一月二十六日から令和三年三月三十一日までに、認定事業者（認定発電設備が風力発電設備であって、第十四条第一項第八号イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないことを接続に係る契約の内容に含む者を除く。）が行った契約の申込みについての同項（第八号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「当該抑制により生じた損害」とあるのは「当該抑制により生じた損害（抑制を受けた時間が年間七百二十時間を超えない場合に限る。）」とする。なお、当該期間に、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社又は沖縄電力株式会社に対して、認定事業者（認定発電設備が風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満である者に限る。）が行った契約の申込みについては、同項（第八号イ及びチに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

○経済産業省令第二十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、電気事業会計規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

電気事業会計規則の一部を改正する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
別表第１（第３条関係）			
（２）流動資産			
科目	項	備考	
［略］	［略］	［略］	
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。	

改正前			
別表第１（第３条関係）			
（２）流動資産			
科目	項	備考	
［略］	［略］	［略］	
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第１項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。	